

令和6年度入湯税の用途について

入湯税は地方税法701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるための目的税です。

・入湯税の用途状況

入湯税収入額 15,223千円

(単位：千円)

区 分	事 業 名	事業費	財 源 内 訳				一般財源 のうち 入湯税充当額
			国県支出金	地方債	負担金 その他	一般財源	
観光振興	水戸観光コンベンション協会運営補助金	68,529	0	0	0	68,529	15,223
合計		68,529	0	0	0	68,529	15,223